

## 養老町導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本町の人口は、平成7年の33,694人をピークに年々減少しており、令和2年国勢調査時点では26,882人となっており、減少の一途を辿っている。

また、産業構造については、平成28年の売上高ベース（RESASデータ活用）で、製造業が54.9%、卸売業、小売業が25.8%、建設業で11.0%と本町の産業は製造業が中心となっており、その大部分は中小企業者で構成されている。現状、中小企業者が抱える課題として「売上高の減少」「施設・設備の老朽化」「後継者問題（従業員不足）」などが挙げられ、本町としてもこの課題解決のための施策推進が急務となっている。そのため、平成29年3月に「養老町中小企業・小規模企業振興基本条例」を制定し、中小企業の成長、発展を促進していくこととしているが、さらに町内中小企業の労働生産性向上を促進するため、先端設備導入の支援を行っていく必要がある。

#### (2) 目標

中小企業者が抱える課題を解決し、町内産業の生産基盤の底上げを行うため、ホームページでの公表や町商工会との連携などにより積極的に周知を行い、本町として年間5業者の先端設備等導入計画を認定することとし、労働生産性向上に資する取り組みを支援していく。

#### (3) 労働生産性に関する目標

認定事業者の労働生産性が年平均3%以上向上することとする。

$$\text{労働生産性} = (\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費}) \div \text{労働投入量 (労働者数又は労働者数} \times \text{1人当たり年間就業時間)}$$

### 2 先端設備等の種類

本町の産業は製造業を中心に、卸売業・小売業、建設業など多岐に渡り、それらの業種が地域経済、雇用を支えていることから、これらの多様な分野で生産性の向上を支援していく必要がある。そういった観点から、本計画において対象とする設備の種類は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

### 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

#### (1) 対象地域

本町の産業は平野部、山間部と広域に立地しており、広く事業者の生産性向上を実現するため、本計画の対象地域は町内全域とする。

#### (2) 対象業種・事業

本町の産業は製造業を中心に、卸売業・小売業、建設業など多岐に渡り、それらの業種が地域経済、雇用を支えていることから、これらの産業で広く生産性向上を実現する必要がある。したがって本計画において対象とする業種は、全業種とする。

また、生産性向上を実現するための事業者の取り組みは、新商品の開発、ITの導入による業務の効率化などをはじめ、多種多様である。したがって、本計画において対象とする事業は、労働生産性が年率3%以上向上すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

ただし、本計画の目標が先端設備等の導入により地域経済の発展や雇用の創出に寄与することであることから、町内に従業員が従事する事業所があり、当該事業所で導入する先端設備等が直接商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に供される事業に限る。

### 4 計画期間

#### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間(令和5年4月1日～令和7年3月31日)とする。

#### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

計画認定を受けた日から、3年間、4年間又は5年間とするものとする。

### 5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ・ 人員削減を目的とした設備導入については、計画認定の対象外とするなど、雇用の安定に配慮するものとする。
- ・ 計画認定にあたっては、提出された先端設備等導入計画が導入促進指針及び本計画に適合するかどうか確認するため、申請事業者に追加資料の提出、聞き取り調査を行うことができるものとする。